

甲府地裁平成27年7月14日判決・判例タイムズ2280号131頁

重度ストレスへの反応及び適応障害の精神障害を発症した被保険者が自死したことについて、遺族が保険金請求を行ったという事案です。この裁判例では、被保険者の自死が「故意」に行ったものといえるか、という点が問題になりました。

自死が「故意」にあたるかは、被保険者が自由な意思決定能力がないまま自死に及んだか、という点から判断されます。そして、この裁判例では、具体的に、①精神障害を発症する前の本来的性格・人格とかけ離れていたか②自死に至るまでの言動、③自死の態様及び動機等の事情から、自由な意思決定能力の有無についての判断を行うとしました。

結論として、この裁判例では、上記①～③の事情を検討したうえで、被保険者の自死は故意の「自殺」にはあたらず、保険会社は保険金の支払を免責されないとされました。